

総務教育常任委員会資料

(令和2年7月21日)

【項目】

ページ

- 1 令和2年度第1回鳥取県パートナー県政推進会議の開催結果について
【新時代・SDGs推進課】・・・1
- 2 全国知事会新型コロナウイルス対策検証・戦略WT（第2回）について
【総合統括課】・・・3
- 3 第5次鳥取県男女共同参画計画の策定について
【女性活躍推進課】・・・5
- 4 令和2年国勢調査の実施について
【統計課】・・・11

令和新時代創造本部

令和2年度第1回鳥取県パートナー県政推進会議の開催結果について

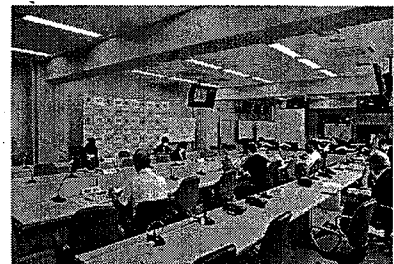
令和2年7月21日
新時代・SDGs推進課

鳥取県パートナー県政推進会議の令和2年度第1回目の会議を7月19日（日）に開催しましたので、その内容を報告します。

- 1 開催日 令和2年7月19日（日）午後3時から5時まで
- 2 場所 災害対策本部室、中部総合事務所災害対策室、西部総合事務所災害対策室
- 3 出席者 委員14名（※名簿裏面）、知事、令和新時代創造本部長ほか
- 4 テーマ 「2030年の鳥取県の姿について」（鳥取県の将来ビジョン）
- 5 主な意見等
 - ・鳥取県はとても水が豊か。田舎に住んでいると感じないが、これだけ安全な水をタダで使って、星空米を栽培している。そのような鳥取県の強みをもう一度見極めて、世界のマーケットにブランディングしていくべき。（徳本委員）
 - ・ICTやドローン等を利用したスマート農業は、ある程度は場が集積され、基盤整備されていないと機能しない。インフラ整備とセットの施策が必要。（徳本委員）
 - ・コロナ禍の中、インターネット通販事業やテレワークを推進していく上で、県内には、光ファイバーケーブルなど通信インフラが整っていない地域が存在する。全県で、目指すべき水準を定めた方がよい。（高林委員）
 - ・少子高齢化、人口減少が進行していく中で、都市のコンパクト化とネットワークの強化は避けて通れない。また本県は、人口最少県であり中山間地域が多いことから、高齢化社会での移動手段として、自動運転技術の推進により力を注ぐべき。（奥村委員）
 - ・コロナ禍の中、移住の推進を考えたときに、中山間地域では、特に県外の人に対する拒否反応が強い。移住を希望される方は、例えば、鳥取市や米子市のような市街地に一定期間住み、その間に実際に住みたい場所とコミュニケーションを図るような2段階的な移住の方が、受け入れ側も安心できるのではないかと。（佐々木委員）
 - ・県内に自分が働きたい企業や業種がないとの理由で、友人の約半分は県外で就職しているが、本当にそうなのか疑問に感じている。学生に希望職種等を聞いて、紹介していただくと嬉しい。また希望職種がなければ企業誘致してもらいたい。（坂口委員）
 - ・若者の中には、リアルじゃなくてもSNS上での繋がりだけでよいという人たちがいて、なかなか地元に住んでいる若者の顔が見えてこない。学校を卒業してからPTA活動に関わるまでの間の若者世代が、地域と関わっていくことが、地域を元気にすることに繋がるのではないかと。（矢芝委員）
 - ・SDGsは、国や自治体が目指すもので、国民、県民レベルに浸透していないと感じる。身近にSDGsを感じてもらえるようキャンペーン等を行う際は、ハードルを低くするなど工夫して欲しい。（原田委員）
 - ・高齢化社会を迎えるにあたって、70歳以上も働かなければならない時代になる。これまで培ってきた技術を生かせるような雇用の場の提供が必要。また、70代後半では、インターネットを苦手とする高齢者が多い。県をあげて、IT教育を行い、ホームページ等からも情報を取得できるよう推進すべき。（川口委員）
 - ・県は、様々な施策を行っているがSNSでのアピールが少なく、携帯電話でも見づらいため、県民はほとんど見ていないのではないかと。高校生など若い世代へのアピール方法を考えるべき。（志摩委員）

6 今後の予定

会議でいただいた意見や提案について、秋頃改訂予定の「鳥取県の将来ビジョン」や、県施策への反映を検討する。



令和2年度第1回鳥取県パートナー県政推進会議 出席者名簿

[委員]

(出席委員)

会場	氏名	所属等
東部	奥村 智洋 (おくむら ともひろ)	鳥取県コンクリート診断士会 会長
	坂口 晴香 (さかぐち はるか)	公立鳥取環境大学 経営学部4年
	下山 朱理 (しもやま あかり)	公立鳥取環境大学 経営学部4年
	高林 努 (たかばやし つとむ)	株式会社ダブルノット 代表取締役
	徳本 修一 (とくもと しゅういち)	農業法人トゥリーアンドノーフ株式会社 代表取締役
	原田 拓弥 (はらだ たくや)	鳥取大学 地域学部3年
	矢芝 好美 (やしば よしみ)	鳥取県連合青年団 事務局員 (元事務局長)
	矢野 順治 (やの じゅんじ)	公立鳥取環境大学 経営学部 学部長
中部	北村 真彩 (きたむら まあや)	倉吉東高等学校 2年
	小松 亜希恵 (こまつ あきえ)	三朝中学校 美術教諭
	志摩 あおい (しま あおい)	倉吉東高等学校 2年
	蛇谷 りえ (じゃたに りえ)	合同会社うかぶLLC 共同代表
西部	川口 昭一 (かわぐち しょういち)	鳥取県老人クラブ連合会 理事
	佐々木 正志 (ささき まさし)	合同会社 sunsunto 代表

[14名出席/全委員数18名]

(欠席委員)

氏名	所属等
板 真悟 (いた しんご)	特定非営利活動法人 南部町総合型地域スポーツクラブ クラブマネージャー
白鳥 宏江 (しらとり ひろえ)	冒険あそび場 IWAMI 代表
黄 龍也 (ふあん よんや)	在日本大韓民国民団鳥取県地方本部 団長
前田 宣子 (まえた のぶこ)	むきばんだ応援団

[鳥取県]

氏名	所属
平井 伸治 (ひらい しんじ)	鳥取県知事
井上 靖朗 (いのうえ やすろう)	令和新時代創造本部長
若松 紀樹 (わかまつ としき)	政策戦略監
中村 吉孝 (なかむら よしたか)	令和新時代創造本部新時代・SDGs推進課長

全国知事会 新型コロナウイルス対策検証・戦略WT（第2回）について

令和2年7月21日

総合統括課

7月10日（火）に「第2回新型コロナウイルス対策検証・戦略WT」が開催され、クラスター感染の事例とその対策について、知事本人出席（8府県）も含めて各県出席者で議論が行われました。

1 日時 7月10日（金）10:00～12:00

2 出席者 平井鳥取県知事（チームリーダー）

- ・黒岩神奈川県知事、阿部長野県知事、石井富山県知事、大村愛知県知事、三日月滋賀県知事、西脇京都府知事、飯泉徳島県知事 その他各都道府県の担当部局長等
- ・釜瀧敏日本医師会常任理委（アドバイザー）
- ・橋本岳厚生労働副大臣、自見はなこ厚生労働大臣政務官 ほか内閣官房及び厚生労働省職員

3 主な意見

- ・施設ごとの感染リスクの分析については、今後の措置の裏付けとなるレベルの分析が必要。（京都府）
- ・若者など、ターゲットを明確にした感染防止の広報啓発が必要。（京都府）
- ・社会福祉施設に対する職員応援体制について、国における全国的な応援調整を含めた体制構築をお願いしたい。（富山県）
- ・国のクラスター班について、要請から派遣までに時間がかかっており、専門家の大幅な拡充や感染症専門医の育成を図ること。（富山県）
- ・水際対策について、空港でPCR検査をした時点で情報共有を行い、また、検査結果判明までは空港周辺の指定されたホテルなどで留める体制を整備すること。（富山県）
- ・クラスター対策において、PCR検査を有症者・濃厚接触者を問わず行い、早期検査、早期医療につなげることができた。（愛知県）
- ・医療機関への支援が大きな課題。包括支援交付金が足りないため、厚労省に強く要請を行うこと。（滋賀県、愛知県、富山県）
- ・災害対策で行うような搬送等の模擬訓練、研修などが重要。（京都府）
- ・保健所ではなく、都道府県の担当部署に、他県との情報連絡を行うスタッフを指定し、他県に影響がある場合など、迅速に連絡が取れる体制の整備が必要。（滋賀県）
- ・感染者数が増えている東京都では、都、区、事業者の信頼関係大切であり、信頼により積極的な検査が行える。また、店舗名などの公表は、国が音頭を取り、全国一律で行うことが必要。（釜瀧アドバイザー）
- ・軽症者の宿泊施設での健康観察は、担当者の負担が重く、医師・看護師の人手もかかるため、体制整備にしっかりと取り組んで欲しい。（釜瀧アドバイザー）
- ・クラスター対応は、県と管内市町村が連携したスムーズな初動がカギを握る。保健所においては、業務量が増し、通常の10倍人手が必要になるということを認識しておいて欲しい。また、介護施設での感染防止策は、医療機関の医療従事者とは異なるため、事前に研修・訓練などの準備が重要。（自見政務官）
- ・広域なクラスターは、相互の連絡が重要であり、厚生労働省の地域支援班と関係県での連絡を密に取っていきたい。また、水際対策、検査体制拡充などは、国の方でしっかり取り組む。（橋本副大臣）

【新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチーム】

令和2年6月4日に開催された全国知事会議において、これまでの各都道府県における感染拡大防止対策を検証し、次の感染拡大の波に備える有効な検査体制・医療提供体制を構築するため、全国知事会の新型コロナウイルス緊急対策本部に「新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチーム」を設置し、各都道府県の取組を全国で共有するとともに、今後の取組を検討することとされたもの。

1 構成等

- ・構成 : 全47都道府県
- ・チームリーダー : 平井鳥取県知事
- ・アドバイザー : 日本医師会 釜薙敏常任理事
- ・オブザーバー : 内閣官房、厚生労働省

2 検討項目

- ① 地域の感染ルートやクラスター発生施設の事例収集・分析
- ② 保健所の体制（相談・疫学調査等の体制強化、都道府県と設置市の連携・情報共有等）
- ③ PCR検査や抗原検査・抗体検査の体制構築
- ④ 病床・宿泊療養施設や医療従事者・医療物資の確保・運用、医療従事者への支援、オンライン診療も含めた医療提供体制の確保及び新型コロナウイルス感染症診療を行っていない医療機関も含めた経営支援
- ⑤ 高齢者や障がい者の入所施設等における感染防止策及びクラスター発生時の応援体制
- ⑥ 都道府県間の広域連携や市町村等他機関との連携
- ⑦ 特措法に基づく外出自粛・休業要請等の運用基準や法的な枠組みのあり方
- ⑧ 水際対策をはじめとした国と連携した対策の展開
- ⑨ 業種別ガイドラインの定着・運用をはじめとした新しい生活様式
- ⑩ 健康づくり、地域包括ケアシステム、生活困窮者対策、避難所における感染予防など新型コロナウイルス感染症を前提にした医療・保健・福祉施策のあり方

※ 各項目については、幹事会を設置し、WT配布資料の作成等について検討を行う。

3 スケジュール

6月12日	第1回WT会議（WEB会議） ・今後の進め方、論点について
7月10日	第2回WT会議 ・クラスター感染の事例とその対策について、出席者での意見交換
8月上旬	第3回WT会議 ・論点に対する事例の収集・分析について、出席者からの事例紹介・意見交換 ・取りまとめ（案）について
8月中	報告書取りまとめ

第5次鳥取県男女共同参画計画の策定について

令和2年7月21日
女性活躍推進課

現行の第4次鳥取県男女共同参画計画の計画期間が令和3年3月で満了することから、第5次鳥取県男女共同参画計画（以下「5次計画」）の策定に向け、検討作業を行います。

1 5次計画策定に係るスケジュール

- 7月17日 男女共同参画審議会への諮問
- 下旬～ 市町村、各種団体との意見交換会
- 9月 素案決定
- 10月 パブリックコメント実施
- 12月 男女共同参画審議会から知事へ答申
- 1月 最終案決定
- 2月 2月定例県議会へ附議
- 3月 計画策定

2 5次計画（案）の概要

(1) 計画の期間

令和3年度（2021年）から令和7年度（2025年）まで

(2) 計画の趣旨

- ・「男女共同参画社会基本法」及び「鳥取県男女共同参画推進条例」に基づく法定計画
- ・県政の様々な分野における計画との連携を図り、男女共同参画社会の実現に向けた施策を一体的に推進

(3) 課題・背景

ア 課題

- ・女性の活躍の場は広がりつつあるが、男性の育児・家事関連時間は短い
- ・固定的性別役割分担意識が根強く残っている

イ 社会情勢の変化等

性暴力をはじめとする犯罪被害の多様化や不妊に悩む夫婦、不妊治療を理由に離職する者の増加、頻発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症を契機とした平常時の社会課題の顕著化、持続可能な社会づくりの必要性など

(4) 5次計画のポイント

危機的状況下においても揺るがない男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりを推進
持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえ取組を推進

- ◆男性の家庭生活を肯定・評価し、応援する社会機運醸成と子どもの頃からの男女共同参画の視点に沿った学びの推進
- ◆人権侵害である性暴力をはじめ、男女間におけるあらゆる暴力を許さない社会環境の整備
- ◆妊娠や出産の希望が実現できるよう、若い世代から、妊娠・出産に関する正しい理解を深める教育の支援、不妊治療支援の充実
- ◆頻発する大規模災害に対応した、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組促進
- ◆性の多様性を前提とした社会システムの構築

3 第1回鳥取県男女共同参画審議会の開催結果について

(1) 開催日 令和2年7月17日（金）

(2) 主な意見等

- ・染みついた固定的な性別役割分担意識を解消するのは難しいので、大人だけでなく若い世代から意識を変えていくことも重要。
- ・農業は従事者の年齢が高く、なかなか意識が変わらない。また、家族経営が多く、女性が全く家から出られないという問題もある。何が本当に望まれているのか、ヒアリングを徹底してほしい。
- ・コロナ禍で経済状況が急変している家庭も多く、このままの状況が続くと、特に女性の今後の高等教育への進学率に影響が出てくることが懸念されるため、中長期的に取り組んで行くことが必要。
- ・妊娠、不妊に関する教育は、若いうちから女性だけではなく男性にも必要。

鳥取県男女共同参画審議会委員名簿

	氏名	所属団体、職業、職名等	分野
1	かわもと むつみ 河本 六美	鳥取県連合婦人会 常任委員 米子市連合婦人会 会長	地域活動（男女共同参画推進団体）
2	なかのぶ きみよ 中信 貴美代	鳥取県男女共同参画推進会議 会長	地域活動（男女共同参画推進団体）
3	どばし ちかほ 土橋 周美	鳥取市自治連合会 副会長	地域活動（自治会）
4	たにぐち みやこ 谷口 美也子	鳥取大学地域価値創造研究教育機構 特命准教授（URA）	教育（教育従事者）
5	わたなべ たい 渡邊 太	鳥取短期大学 教授	教育（教育従事者）
6	ながたに じゅんこ 長谷 順子	鳥取大学ダイバーシティキャンパス推進室 コーディネーター	教育（若者支援）
7	もりた りか 森田 利佳	鳥取県PTA協議会 理事	教育（保護者）
8	よねざわ きみえ 米澤 幹枝	農業女子プロジェクトメンバー とっとり農業女子ネットワークメンバー	産業（農業従事者）
9	たけだ まさのぶ 武田 政信	鳥取県農業協同組合中央会 総務企画部長	産業（農林漁業）
10	えぐち しんや 江口 真也	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長	産業（労働）
11	なかい みずほ 中井 みずほ	Tottori Mama's 代表	福祉保健（子育て支援）
12	またま けいいち 前田 圭一	（社福）鳥取県社会福祉協議会 総務部副部長	保健福祉（地域福祉）
13	やまね たかし 山根 孝	倉明園 施設長	福祉保健（母子福祉）
14	さかた かおり 坂田 かおり	部落解放同盟鳥取県連合会 女性部副部長	人権
15	たなか ゆういち 田中 裕一	鳥取労働局雇用環境・均等室課長補佐	行政（国）
16	たなか しゅんいち 田中 俊一	NPO法人 理事	一般公募
17	かしのり 岸 舞	パート従業員	
18	とくもと しのり 徳本 義則	非常勤講師	
19	なかはら たいすけ 中原 大輔	専門学校教員	
20	てらぐち しゅんこ 寺口 俊子	パート従業員	

第5次鳥取県男女共同参画計画 骨子 (案)

計画の改訂 (概要)

第4次鳥取県男女共同参画計画(第4次計画)の計画期間(H28~R2)の満了に伴い、引続き、「共に認め合い、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県」を目指し、次期男女共同参画計画(第5次計画)を作成するもの。これまでの取組の成果、課題、国の動きや社会情勢の変化等を踏まえた上で、本県の強みや特色を活かした鳥取県らしい男女共同参画の推進を目指し、取組を強化する。

1 第4次計画の進捗状況

第4次鳥取県男女共同参画計画では、3つの基本テーマのもとに、6つの重点目標を設け、男女共同参画社会づくりを推進した

- 〈成果〉・子育て世代包括支援センターの設置、病児・病後児保育施設の増加等、多様な子育て支援が拡充している
 ・審議会等委員や県管理職に占める女性割合は全国トップレベルの水準を達成、維持。企業における女性活躍の場も広がってきている
- 〈課題〉・男性の育児・家事関連時間は短く、育児休業等の取得率は低い状況にあり、男性の家事・育児や介護への参画促進に向け引続き取組を進めていく必要がある
 ・「社会通念」「職場」「地域」など様々な分野で「男性優遇」と感じている人は多く、固定的性別役割分担意識は根強く残っている

【参考：数値目標の達成状況等】

項目		策定時	現状	目標	備考
管理的職業従事者(係長級以上)に占める女性比率	10人以上	18.0%(H27)	25.4%(R1)	25%以上(R2)	
	100人以上	22.5%(H27)	24.9%(R1)	30%以上(R2)	
県管理的地位(係長級以上)に占める女性割合		28.2%(H27)	33.3%(R1)	32%以上(R2)	特定事業主行動計画
県管理職(課長級以上)に占める女性割合		14.6%(H27)	20.3%(R1)	20%以上(R2)	全国1位
6歳未満の子どもを持つ世帯の育児・家事関連時間	男性	57分/日(H24)	76分/日(H28)	全国平均以上(H29)	全国平均83分
	女性	—	414分/日(H28)	—	
男性の育児休業取得率	民間企業	2.7%(H26)	5.6%(H30)	15%(H29)	
	県職員	5.7%(H26)	30.0%(R1)	15%以上(R2)	
「社会通念・慣習・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合		11.5%(H26)	11.7%(R1)	50%以上(R1)	

2 新たな課題等

- ◇DV・性暴力相談件数の増加や、SNSや携帯ゲーム機等の普及・浸透に伴う犯罪被害の多様化
- ◇不妊に悩む夫婦、不妊治療を理由に離職する者の増加
- ◇頻発する大規模災害により明らかになった、性差に配慮した避難所運営など男女共同参画の視点からの災害対応の必要性
- ◇新型コロナウイルス感染症を契機とした、家庭的責任の負担の女性への集中など平常時の社会課題の顕著化
- ◇誰一人取り残されることのない持続可能な社会づくりの必要性

3 第5次計画のポイント

- ※危機的状況下においても揺るがない男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりを推進
- ※持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえ取組を推進

- ◆男性の家庭参画を肯定・評価し、応援する社会機運醸成と子どもの頃からの男女共同参画の視点に沿った学びの推進
 - ・女性の家庭責任が大きいままでは、外での女性活躍には限界があるため、職場における意識啓発や、社会全体の機運醸成等により男女が共に家事等へ参加できる環境づくりを進める
 - ・固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に多様な選択ができるよう、理解促進のための教育機会を拡充する
- ◆人権侵害である性暴力をはじめ、男女間におけるあらゆる暴力を許さない社会環境の整備
 - ・DV被害者支援など、暴力を許容しない全国トップレベルの取組を進めてきた本県で、性犯罪被害が潜在化しないよう、被害者に寄り添い支援するとともに、性暴力を根絶する取組を強化する
 - ・児童虐待事案に適切に対応するため、児童相談所の機能を強化、各関係機関との連携を強める
- ◆妊娠や出産の希望が実現できるよう、若い世代から、妊娠・出産に関する正しい理解を深める教育の支援、不妊治療支援の充実
 - ・企業において中核人材が不妊治療への専念を理由に離職するケースが出てきており、キャリア形成の視点からも、不妊治療に至る前段階で、妊娠・出産に関する正しい理解を深める教育を充実させる
- ◆頻発する大規模災害に対応した、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組促進
- ◆性の多様性を前提とした社会システムの構築

1 計画策定の趣旨

鳥取県男女共同参画計画は、「女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会の実現」を目指し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため作成するものです。

鳥取県の強みや特色を活かした鳥取らしい男女共同参画の推進を目指し、更なる取組を推進するため、これまでの取組の成果や課題、国の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、「第5次鳥取県男女共同参画計画」を策定します。

2 鳥取県が目指す姿

共に認め合い、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県

女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで、

- ・性別にとらわれることなく、性の多様性を前提として、一人ひとりの人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分の責任で持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合っ

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会

3 基本理念

平成12年に策定した「鳥取県男女共同参画推進条例」の7つの基本理念を引用

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ責任を分かち合う社会

4 計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法及び鳥取県男女共同参画推進条例に基づく行動計画。
- ・国の「第5次男女共同参画基本計画」や女性活躍推進法に基づく「鳥取県女性活躍推進計画」を踏まえた計画。
- ・「子育て王国とっとり推進指針」「鳥取県人権施策基本方針」など県の関連計画と整合性を図った計画。

5 計画の期間

令和3年度(2021年)から令和7年度(2025年)まで

6 計画の進行管理(PDCA)

施策の実施状況や数値目標の達成状況により、計画の進捗状況を点検、評価し、必要に応じて施策の見直しを行う。

7 計画の推進体制

オール鳥取県として、市町村、事業者、民間団体などと連携を強化し、一体となって取組を推進。

8 鳥取県における男女共同参画の現状と課題

- ・働く意欲のある女性や、育児をしながら働く女性が多く、全国に比べ女性管理職の割合が高い
〔女性の労働力率(15~64歳) 全国5位(73.4%) 子育て世代の女性の労働力率(25~44歳) 全国4位(84.2%)
〔管理的職業従事者の女性比率 全国4位(19.7%)〕
- ・県審議会等委員や県管理職に占める女性の割合は全国上位
〔県管理職に占める女性割合 全国1位(20.3%) 県審議会等委員に占める女性割合 全国3位(43.0%)〕
- ・男性の家事、育児等家庭の仕事への参画が十分とは言えない
〔男性の家事育児時間(6歳未満の子を持つ世帯) 全国31位(76分/日)
〔現実として家事が自分の役割についていると思う者の割合 男性4.3% 女性84.2%〕



第2章 計画の内容

3つの基本テーマと6つの重点目標を設け、男女共同参画を総合的に推進。













【基本テーマ】

<p>【基本テーマA】 男女がともに活躍できる環境づくり</p>	<p>男女が互いに協力し、支え合い、仕事と生活のバランスがとれ、充実した生活を送ることができるよう、様々な分野で個人の能力を発揮し、活躍できる環境づくりを推進します。</p>
<p>【基本テーマB】 安全・安心に暮らせる社会づくり</p>	<p>人権が尊重され、誰もが生涯を通じて安全かつ安心して暮らすことができるよう、男女間での暴力根絶に向けた取組、困難な状況に直面した人々への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組、性の多様性を前提とした社会システムの構築、健康増進の取組を推進します。</p>
<p>【基本テーマC】 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</p>	<p>多様な生き方が選択でき、希望に応じて男女がともに働き、互いに家庭を支えあうことができるよう、固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着のための取組を推進します。</p>











【計画の体系】

取組の方向性 (ゴシック体が新たに盛り込む視点と特に重点的に取り組みたいもの。)	関係する SDGs
<p>重点目標1 働く場における女性の活躍推進</p> <p>(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</p> <p>(1) -1 ワーク・ライフ・バランスの理解・取組推進 > 多様な働き方、新しい働き方の取組推進</p> <p>(1) -2 ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実 > 介護離職の防止に向けた基盤整備、職場環境の整備 > 多様な子育て支援サービスの拡充</p> <p>(1) -3 男性の家事・育児や介護への参画促進 > 男性の育児休業等の取得促進 > 企業や社会全体の機運醸成</p> <p>(2) 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり</p> <p>(2) -1 企業における女性活躍の促進 > 女性の職域・女性管理職がいる事業所の拡大</p> <p>(2) -2 自治体における女性活躍の促進</p> <p>(2) -3 女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援</p> <p>(2) -4 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保 > 働く場におけるハラスメント対策の強化</p> <p>(3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進</p>	<p>4 働き方改革 5 性別平等 8 持続可能な成長 10 人や国の不平等をなくす</p> 
<p>重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進</p> <p>(1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進</p> <p>(2) 地域活動における男女共同参画の推進</p> <p>(3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進</p>	<p>5 性別平等 10 人や国の不平等をなくす 16 平和と公正 17 パートナーシップで未来を創り出す</p> 

男女が共に活躍できる環境づくり

安心・安全に暮らせる社会づくり	重点目標3 生涯を通じた健康支援 (1) 生涯を通じた健康の保持増進 (2) 妊娠・出産等に関する支援 > 妊娠・出産に関する正しい知識の普及促進 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進	 
	重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備 (1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進 (2) 高齢者が暮らしやすい環境の整備 (3) 障がい者が暮らしやすい環境の整備 (4) 外国人が暮らしやすい環境の整備 (5) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (6) 性の多様性を前提とした社会システムの構築	     
	重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 (1) 暴力を許さない社会づくり > 性暴力を許さない環境の整備 (1) -1 DV防止及び被害者支援 (1) -2 性犯罪・ストーカーの防止及び被害者支援 (1) -3 性暴力の被害者支援 (1) -4 児童虐待の防止及び被害者支援 > 関係機関の綿密な連携を通じた機能強化 (2) 安心して相談できる体制づくり (3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成	 
男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成 (1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2) 子どものころからの男女共同参画の推進 > 理解促進のための教育機会の拡充 (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 > 男性の育児休業等の取得促進【再掲】 > 企業や社会全体の機運醸成のための普及啓発【再掲】 (5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進	 

SDGsのゴール一覧

第5次鳥取県男女共同参画計画に関する分野		その他の分野
 1	1 貧困をなくそう	6 安全な水とトイレを世界中に
 2	2 飢餓をゼロに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
 3	3 すべての人に健康と福祉を	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
 4	4 質の高い教育をみんなに	12 つくる責任つかう責任
 5	5 ジェンダー平等を実現しよう	13 気候変動に具体的な対策を
 8	8 働きがいも経済成長も	14 海の豊かさを守ろう
 10	10 人や国の不平等をなくそう	15 緑の豊かさを守ろう
 11	11 住み続けられるまちづくりを	
 16	16 平和と公正をすべての人に	
 17	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	

令和2年国勢調査の実施について

令和2年7月21日
統 計 課

今年度は5年毎に実施される国勢調査の実施年となっており、10月1日の調査期日に向けて、各市町村と連携して準備を進めているところ。

このたび、総務省が新型コロナウイルス感染症を踏まえた実施方針を示したことから、県としても市町村と連携し感染防止対策の徹底を図りつつ、調査に向けて準備を進めます。

1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応方針

(1) 非接触の調査方法の導入

- ・新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大を防止するため、地域の実情に応じて、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法により実施する。(この場合、世帯に対する調査の趣旨の説明などは、原則としてインターホン越しに行い、調査書類は郵便受けやドアポストなどに入れて配布する。)
- ・調査の回答については、可能な限りインターネット回答で行っていただくよう(郵送提出も可能)、世帯に対し協力を依頼する。

(2) 調査書類の配布期間の延長

9月14日から20日までの7日間としている調査書類の配布期間について、弾力的に運用し、配布期間を9月14日から30日までの最大17日間とする。

(3) 不在世帯に対する再訪問回数の緩和

世帯が不在だった場合に必要とする再訪問の回数(3回)を、調査員の受け持ち調査区数等に応じて緩和する。

(4) 調査期間(調査票の回収期間)の延長

10月20日までとしている調査期間(調査票の回収期間)を、一部の地域について、11月20日まで1か月延長する。

(5) 審査期間の延長

市町村において行う調査票の審査期間を、地域の実情に応じて、最大2か月延長する。

2 調査員への対応

- ・調査員事務打合せ会の時間短縮
- ・調査員説明用DVDの配布、調査員学習コールセンター設置による支援
- ・感染防止対策の徹底
- ・調査員へのマスク等の保健衛生用品の配布や咳エチケット等の実践

3 調査結果の公表時期の変更

- ・人口速報集計(速報) [変更前] 令和3年2月 → [変更後] 6月
 - ・人口等基本集計(確報) [変更前] 令和3年9月 → [変更後] 11月
- ※上記以降の集計も順次変更

[参考] 国勢調査の概要

統計法に定める基幹統計調査として実施する人及び世帯に関する全数調査であり、その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

※大正9年から5年ごとに実施され、令和2年調査は、21回目に当たり、実施100年の節目を迎える。

- ・調査期日：令和2年10月1日(木)午前零時現在
- ・調査対象：令和2年10月1日現在、我が国に常住するすべての人

